



問 所有者不明土地等の現状と今後の取組について

答 「死亡届提出後の諸手続」を説明し、法務局での適正な名義変更登記を案内している

近年、政府の新しい制度が順次施行され、所有者不明土地※1を大きな問題として対策していこうということが考えられるが。

問 現在、本町における所有者不明土地等の現状は。

町民税務課長 町内に所有者不明土地の筆数は9筆、所有者は5名です。その面積は4,205.44㎡で、町面積の0.0018%であり、内訳として宅地が2,404.44㎡、田が1,801㎡です。雑種地、山林の不明土地はありません。



所有者不明土地

※1・・・所有者不明土地とは、相続登記が済んでおらず、転居時の住所変更登記も未了のため連絡がつかない土地のこと。

問 今後、予備軍とされる、登記名義人と現所有者（納税者）が異なるケースは。

町民税務課長 土地筆数で1,299筆、人数で294人ですが、これらについては、相続人代表指定届が提出されますので、所有者不明土地にはあたりません。

問 来年4月1日から相続登記申請が義務化になるが、その対応は。

町民税務課長 義務化になると、正当な理由がなく相続登記をしない場合は10万円以下の過料が科される可能性がありますので、所有者に不利益が生じないようにホームページ、広報紙、チラシの全戸配布等を活用して引き続き周知をしていきます。

問 相続土地国庫帰属法※2での農地への対応は。

産業課長 土地管理費用の相当額の負担金が、農振農用地の場合、一反当たり1,000㎡で112万8,000円と設定されていることから、国庫帰属農地を申請される件数がどの程度あるか想定はできませんが、町としましては、承認された場合には、国・県と連携しながら国庫帰属農地の処分等

の事業展開を図っていきたいと考えています。

問 今後、どのような対策を考えているのか。

町民税務課長 当面は相続登記の義務化と国庫帰属制度の周知に力を入れて、新たな発生を防ぐとともに、庁内関係各課で連携し、制度による土地の有効活用を検討していきたいと思います。

相続した不要な土地、
国が引き取ります。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」
出典：法務省 Web サイト

※2・・・相続土地国庫帰属法とは、相続等により土地の所有権を取得した人が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能にする制度について定めたもの。（本年4月施行）